

議案第16号

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市公設地方卸売市場条例（昭和47年小田原市条例第55号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（第22条～<u>第42条の2</u>）</p> <p>第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理（<u>第42条の3</u>）</p> <p>第5章 削除</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するために小田原市が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）に関し、その設置及び<u>卸売市場法</u>（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）<u>第13条第4項各号に掲げる事項</u>その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>卸売業者</u> 第6条の2第1項の許可を受け、<u>市場において卸売の業務を行う者</u>をいう。</p> <p>(2) <u>せり人</u> 卸売業者が、<u>第12条第2項の規定により市長に届け出て、市場においてせり売の方法による卸売の業務に従事させ</u></p>	<p>目次</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（第22条～<u>第42条</u>）</p> <p>第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理（<u>第42条の2</u>）</p> <p>第5章 <u>監督</u>（第52条～第54条）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するために小田原市が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）に関し、その設置及び<u>神奈川県地方卸売市場条例</u>（昭和46年神奈川県条例第65号。以下「県条例」という。）<u>第4条第1項に規定する事項</u>その他必要な事項を定めるものとする。</p>

る者をいう。

(3) 買受人 第13条第1項の承認を受け、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

(4) 付属営業人 第17条の規定による許可を受け、市場内の店舗その他の施設において卸売の業務以外の業務（以下「付属営業」という。）を営む者をいう。

(設置)

第2条 小田原市は、市場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市公設青果地方卸売市場 (以下「青果市場」という。)	<u>小田原市酒匂978番地</u>
小田原市公設水産地方卸売市場 (以下「水産市場」という。)	<u>小田原市早川一丁目10番地の1</u>

(開場の時間等)

第5条 (略)

2 卸売業者の行うせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻は、前項の開場時間の範囲内で規則で定める。

(卸売業務の許可)

(設置、名称、位置及び面積)

第2条 小田原市は、市場を設置し、その名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
小田原市公設青果地方卸売市場 (以下「青果市場」という。)	<u>小田原市酒匂978番地</u>	<u>35,195</u> 平方メートル
小田原市公設水産地方卸売市場 (以下「水産市場」という。)	<u>小田原市早川一丁目10番地の1</u>	<u>15,010</u> 平方メートル

(開場の時間等)

第5条 (略)

2 卸売業者（県条例第5条の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻は、前項の開場時間の範囲内で規則で定める。

第6条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第2条に掲げる市場ごとに行う。

(卸売業務の許可の基準)

第6条の3 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が市場の買受人であるとき。
- (3) 申請者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあると認められる者であるとき。
- (4) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (5) 申請者が、第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (6) 申請者の業務を行う役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 暴力団を利用するおそれがあると認められる者

ウ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

エ 第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を行う役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの

(7) 申請者が、卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないとき。

(8) その許可をすることによって卸売業者の数が第6条に定める数を超えることとなるとき。

(卸売業務の廃止の届出)

第6条の4 卸売業者は、第6条の2第1項の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者に係る報告等)

第6条の5 市長は、この条例の施行に必要な限度において、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させることができる。

(卸売業者への改善命令等)

第6条の6 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 卸売業者について、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該卸売業者に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

(卸売業務の許可の取消し)

第6条の7 市長は、卸売業者が第6条の3第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合には、第6条の2第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月

以内に保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(5) その法人の代表者又はその法人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第3項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

3 前2項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(卸売業者の事業の承継)

第6条の8 卸売業者が市場における事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可に係る手続その他必要な事項は、規則で定める。

(告示)

第6条の9 市長は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があったときも、同様とする。

(1) 第6条の2第1項の許可をしたとき。

(2) 第6条の4の規定による届出を受けたとき。

(3) 第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しをしたとき。

(4) 前条第1項又は第2項の認可をしたとき。

(保証金の預託等)

第7条 卸売業者は、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、次条に定める保証金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

(せり人の届出等)

第12条 せり人は、せりを行うために必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有する者でなければならない。

(保証金の預託等)

第7条 卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、次条に定める保証金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

(備付帳簿等)

第12条 卸売業者は、次の帳簿等を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

(1) 総勘定元帳

(2) 現金出納帳

(3) 固定資産台帳

(4) 荷受帳

(5) 売捌台帳

(6) 荷主口座帳

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める補助簿等

2 卸売業者は、せり人の氏名その他規則で定める事項を記載した名簿を作成し、市長に届け出るとともに、常に当該名簿を市場内に備え置かなければならない。

3 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前項の名簿に記載した事項について変更があるとき。

(2) せり人を廃止したとき。

(買受人の承認の基準)

第13条の2 市長は、前条第1項の承認の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が、卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。

(3) 申請者が、第15条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(承認を受けた事項の変更等の届出)

第14条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 買受人の業務を廃止したとき。

2 (略)

(承認を受けた事項の変更等の届出)

第14条 前条第1項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 (略)

(買受人への是正命令等)

第14条の2 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該買受人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

2 買受人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該買受人に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

(買受人の承認の取消し)

第15条 市長は、買受人が第13条の2各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条第1項の承認を取り消すものとする。

2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第2項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則

(買受人の承認の取消し)

第15条 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条の承認を取り消すものとする。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと市長が認めたとき。

又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(付属営業の許可)

第17条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するため、規則で定めるところにより、付属営業を許可することができる。

(付属営業の許可の基準)

第17条の2 市長は、前条の規定による許可の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、付属営業の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が、暴力団経営支配法人等若しくは小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団を利するおそれがあると認められる者であるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (4) 申請者が、業務を適確に遂行するのに必要な能力及び資力信用を有する者でないとき。
- (5) 申請者が、第20条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(付属営業の許可)

第17条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するため、規則で定めるところにより、市場内の店舗その他の施設において卸売の業務以外の業務を営むこと（以下「付属営業」という。）を許可することができる。

(保証金の預託等)

第18条 付属営業人は、第17条の規定による許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2・3 (略)

(付属営業人に係る報告等)

第19条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、付属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該付属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(付属営業人への改善命令等)

第19条の3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、付属営業人に対し、当該付属営業人の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 市長は、付属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該付属営業人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 付属営業人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれら

(保証金の預託等)

第18条 前条の許可を受けた者（以下「付属営業人」という。）は、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2・3 (略)

に基づく処分に違反する行為をしたときは、当該付属営業人に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

(付属営業の許可の取消し)

第20条 市長は、付属営業人が第17条の2各号のいずれかに該当することとなった場合には、第17条の規定による許可を取り消すものとする。

2 市長は、付属営業人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第17条の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第17条の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第17条の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) (略)

(4) (略)

(5) その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第3項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(付属営業の許可の取消し)

第20条 市長は、付属営業人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第17条の許可を取り消すものとする。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと市長が認められたとき。

2 市長は、付属営業人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第17条の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第17条の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。

(2) (略)

(3) (略)

(売買取引の方法)

第23条 市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

- (1) (略)
- (2) 別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方とが個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる物品の卸売については、次の各号に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引によることができる。

- (1)～(5) (略)
- (6) 緊急に出航する船舶に物品を供給する必要があるためその他緊急やむを得ない理由により、通常の卸売の販売開始時刻以前に卸売をするとき。
- (7) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる物品の卸売については、次の各号に掲げる場合において市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければなら

(売買取引の方法)

第23条 市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

- (1) (略)
- (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち、規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方とが個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号に規定する規則で定める割合に相当する部分に限る。）の卸売については、次の各号に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引によることができる。

- (1)～(5) (略)
- (6) 緊急に出航する船舶に物品を供給する必要があるためその他緊急やむを得ない理由により、通常の卸売のための販売開始時刻以前に卸売をするとき。
- (7) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号及び第3号に掲げる物品の卸売については、次の各号に掲げる場合において市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらな

い。

(1)・(2) (略)

4 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場内の見やすい場所における掲示その他の方法により関係者に十分周知しなければならない。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第23条の2 卸売業者は、次に掲げる事項を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売
に関し出荷者又は買受人が負担する費用の
種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支
払期日及び支払方法

(6) 第39条に規定する出荷奨励金及び第
42条に規定する完納奨励金の内容及びそ
の額（その交付の基準を含む。）

(差別的取扱いの禁止等)

第25条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の市場において売買
取引を行う者（以下「取引参加者」とい

なければならない。

(1)・(2) (略)

4 市長は、第1項第2号に規定する規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴くとともに、当該割合を定め、又は変更したときは、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場内の見やすい場所における掲示その他の方法により関係者に十分周知しなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

う。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 (略)

3 (略)

(卸売予定数量等の報告)

第34条 卸売業者は、毎開場日、遅くともその日のせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前までに、規則で定めるところにより、その日に卸売をする物品について、主要な品目の主要な産地ごとの卸売の予定数量を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売の販売終了後速やかに、その日に卸売をした物品について、規則で定めるところにより、主要な品目の数量及び価格（消費税等相当額を含む。）を市長に報告しなければならない。

3 卸売業者は、その月に卸売をした物品の数量及び金額（消費税等相当額を含む。）をとりまとめ、翌月の10日までに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第35条 市長は、その日のせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前までに、第1号に掲げる物品にあつては主要な品目の主要な産地ごとの卸売の予定数量を、第2号に掲げる物品にあつては主要な品目の数量及び

第25条 (略)

2 (略)

(卸売予定数量等の報告)

第34条 卸売業者は、毎開場日、遅くともその日の卸売のための販売開始時刻前までに、規則で定めるところにより、第1号に掲げる物品にあつては主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量を、第2号に掲げる物品にあつては主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量を売買取引の方法ごとに区分して、市長に報告しなければならない。

(1) 当日卸売をする物品

(2) 当日卸売をする物品で別表第2に掲げるもの

2 卸売業者は、毎開場日、卸売のための販売終了後速やかに、その日に卸売をした物品について、規則で定めるところにより、主要な品目の数量及びその価格（消費税等相当額を含む。）を市長に報告しなければならない。

3 卸売業者は、毎月10日までに、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量及び金額（消費税等相当額を含む。）を市長に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第35条 市長は、その日の卸売のための販売開始時刻前までに、第1号に掲げる物品にあつては主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量を、第2号に掲げる物品にあつては主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量を

価格（消費税等相当額を含む。）を公表しなければならぬ。

(1) (略)

(2) (略)

2 市長は、卸売の販売終了後速やかに、その日に卸売をされた物品について、主要な品目の数量及び価格（消費税等相当額を含む。）を公表しなければならぬ。この場合において、価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行わなければならぬ。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第35条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、第34条の規定による市長への報告後速やかに公表しなければならぬ。

(1) その日の主要な品目の卸売の予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

2 卸売業者は、その月の委託手数料の種類ごとの受領額並びに第39条に規定する出荷奨励金及び第42条に規定する完納奨励金の交付額を、その月の翌月に公表しなければならぬ。

（委託手数料）

第37条 (略)

2 卸売業者は、取扱品目別にその月の委託手数料の種類ごとの受領額をとりまとめ、翌月の10日までに、規則で定めるところによ

売買取引の方法ごとに区分して、第3号に掲げる物品にあつては主要な品目の数量及びその価格（消費税等相当額を含む。）を市場内の見やすい場所に掲示しなければならぬ。

(1) (略)

(2) 当日卸売をされる物品で別表第2に掲げるもの

(3) (略)

2 市長は、卸売のための販売終了後速やかに、その日に卸売をされた物品について、主要な品目の数量及びその価格（消費税等相当額を含む。）を市場内の見やすい場所に掲示しなければならぬ。この場合において、価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行わなければならぬ。

（委託手数料の率）

第37条 (略)

り、市長に報告しなければならない。

(買受代金の即時支払義務)

第40条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金（せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額に消費税等相当額を加算して得た額とし、相対取引によって買い受けた場合にあつては消費税等相当額を含む額とする。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者が買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項ただし書の特約が、当該卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。

3 第1項ただし書の規定により支払猶予の特約をする場合には、卸売業者は、当該特約をする買受人以外の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないものとする。

(決済の方法)

第42条の2 市場における売買取引の決済の方法は、第36条から前条までの規定によるほか、取引参加者間において定める公正かつ公平な方法によるものとする。

(買受代金の即時支払義務)

第40条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金（せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額に消費税等相当額を加算して得た額とし、相対取引によって買い受けた場合にあつては消費税等相当額を含む額とする。）を支払わなければならない。ただし、規則で定めるところにより、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項ただし書の承認をしてはならない。

(1) 当該特約がその他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

第3章の2 卸売の業務に関する物品の
品質管理

第42条の3 (略)

(施設の利用者に係る報告等)

第46条の2 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、当該施設の利用者に対し、許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

(施設の利用者への改善命令)

第46条の3 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、利用者に対し、当該使用者の市場施設の使用に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

(使用料の額等)

第49条 市場施設の使用料の額は、別表第3のとおりとし、その徴収方法は、規則で定める。

2 (略)

第5章 削除

第52条から第54条まで 削除

第3章の2 卸売の業務に関する物品の
品質管理

第42条の2 (略)

(使用料の額等)

第49条 市場施設の使用料の額は、別表第4のとおりとし、その徴収方法は、規則で定める。

2 (略)

第5章 監督

(報告及び検査)

第52条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは付属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸

売業者若しくは付属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、当該施設の利用者に対し、許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

(改善措置を執るべき旨の勧告又は命令)

第53条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を勧告することができる。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、付属営業人に対し、当該付属営業人の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、利用者に対し、当該使用者の市場施設の使用に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第54条 市長は、買受人又は付属営業人がこ

の条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該買受人又は付属営業人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、若しくは買受人にあっては第1号、付属営業人にあっては第2号に掲げる処分をすることができる。

(1) 第13条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

(2) 第17条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 買受人又は付属営業人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その買受人又は付属営業人に対しても前項の規定を適用する。

第6章 雑則

(公表の方法)

第60条の2 第23条の2、第35条及び第35条の2の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(条例等の変更)

第61条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の変更があったときは、速やかにそ

第6章 雑則

(条例等の変更)

第61条 市長は、県条例第14条第2項に規定する事項に係るこの条例又はこの条例に基

の内容を卸売業者、買受人その他の利害関係者に周知するものとする。

づく規則の変更があったときは、速やかにその内容を同項に規定する利害関係者に周知するものとする。

別表第2（第23条、第34条、第35条関係）

市場	物品
青果市場	小田原市内又は近隣の市町において生産された野菜及び果実の個選物

別表第2（第23条関係）

市場	物品
青果市場	全ての物品
(略)	

別表第3（第23条関係）

市場	物品
青果市場	別表第2に掲げる物品以外の物品
(略)	

別表第3（第49条関係）

1	青果市場施設使用料
(略)	
2	水産市場施設使用料
(略)	
備考	(略)

別表第4（第43条、第49条～第51条関係）

1	青果市場施設使用料
(略)	
2	水産市場施設使用料
(略)	
備考	(略)